

(別紙3)

植栽・保育作業の実施条件

活動希望申請書は、下記の作業条件を踏まえて作成いただきますようお願いいたします。申請書に記載いただいた植栽樹種、苗木、植栽密度等につきましては、別途、地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査会において、現地への適応性について確認させていただきます。

記

1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮させるため、将来的に「根系及び樹冠が発達して、十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林」とすることを目標とした森林整備をお願いします。

また、現地及びその周辺は、被災前は林齢が100年を超えるクロマツを主体とする海岸防災林が広がり、松川浦県立自然公園に指定されるとともに、「日本百景」や「日本の白砂青松百選」にも選ばれています。かつての姿に近づけるため、クロマツを主体とした森林の再生にご協力をお願いします。

2 植栽樹種について

今回の公募箇所は、海岸部に位置することから、植栽樹種をクロマツ・アカマツとします。なお、広葉樹（コナラ、ヤマザクラ等）の植栽を希望する場合は、記念樹としての単木等での植栽に限ります。

3 苗木について

- (1) マツについては、治山事業で使用する苗木の規格・品質※に準じたクロマツ（又はアカマツ）とするようお願いします。なお、抵抗性クロマツ以外のクロマツ（又はアカマツ）の使用は、松くい虫被害の被害防除作業のしやすい道路沿い等に植栽箇所を限定するようお願いします。

※ 治山事業で使用する苗木の規格・品質

- ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。
- ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。
- ・ 抵抗性クロマツ採種園産の種子から育てた苗木であること。
- ・ 健全に育成された2～3年生苗（コンテナ苗を含む。）で、苗長25cm以上、根元径4mm以上であること。

- (2) 記念樹として広葉樹を植栽する場合については、できる限り地元産の種子から生産された、福島県内の海岸部に自然分布する樹種とするようお願いします。

4 植栽時期について

海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期（原則3月～5月）に植栽を実施するようお願いします。

5 植栽密度について

原則として、治山事業での植栽密度に準じることとし、1 ha 当たり5,000本以上の植栽密度が確保されるよう実施願います。

6 植栽後の保育作業について

- (1) 植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められますので、必要な場合は、植栽翌年以降、改植、補植などの実施をお願いします。
- (2) 強風対策として、治山工事により防風柵及び静砂垣を設置しますが、砂の移動防止、砂中の水分の蒸発防止及び地温の極端な上昇、低下防止のために敷きわら等による植栽木の保護に努めるようお願いします。
- (3) 下刈りについては、植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、状況に応じて年間1～2回実施願います。

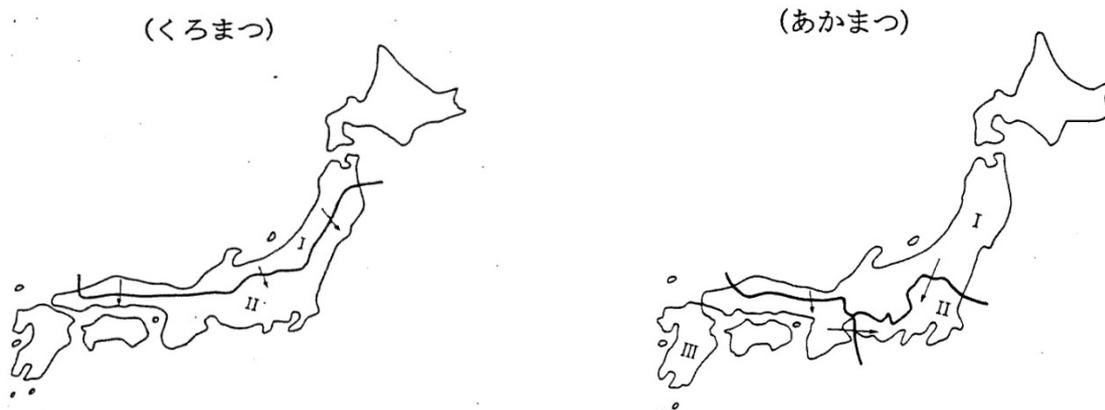
7 その他

- (1) 大規模な土地の形質の変更や、構造物の設置は行わないようお願いします。
- (2) 植栽、補植、保育等作業の実施に当たっては、事前に磐城森林管理署と作業内容や日程、自動車の入込み台数等について調整願います。作業者が多い場合の緊急時の避難や駐車スペース等も考慮し、必要に応じて日程等を調整していただく場合もありますので、ご了承ください。
- (3) 現地に機材・資材等を留置しないでください。
- (4) 盛土の上に登る、盛土から降りる際は、ハシゴを利用する等、法面が崩れないようご配慮ください。
- (5) 作業道上を走行、転回する際には、道路から大きく逸脱したり、他の施工区内に進入したりしないでください。
- (6) 現地周辺に公衆トイレはありません。また、治山工事用の仮設トイレは使用することができませんのでご注意ください。必要に応じて、仮設トイレを用意するなどの対応をお願いします。なお、設置については、場所及び大きさや設置内容によっては法令に基づく国有林の使用許可及び保安林の土地の形質変更

手続きが必要となります。なお、保安林の手続きについては、福島県に申請してから許可されるまで1ヶ月程度必要となりますので、設置する場合は早めに福島県相双農林事務所及び磐城森林管理署へ必ずご相談ください。

林業種苗法に基づく種苗の配布区域

林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林水産省告示第179号）



- 現地（相馬市）は、クロマツについては「Ⅱ区」、アカマツについては「Ⅰ区」に該当しています。

※ クロマツ（Ⅱ区）：Ⅰ区で生産された苗木も使用可能
アカマツ（Ⅰ区）：Ⅰ区で生産された苗木のみ使用可能

- アカマツについて、林業種苗法第24条第2項ただし書きに規定する「特別な事情がある場合」に該当し、「林業種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて（昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達）」に基づき、農林水産大臣の承認を受けた場合は、Ⅱ区で生産された苗木も使用可能です。（必ず大臣の承認書類の写しを提出してください。）